

平成30年2月9日

電気事業法等の一部を改正する等の法律 附則第28条第2項の規定に準じる指定旧 供給地点の指定の取消しについて

近畿経済産業局から、別紙2の事業者及び供給地点についての、電気事業法等の一部を改正する等の法律（以下「改正法」という。）附則第28条第2項の規定に準じる指定旧供給地点の指定の取消しに関する、改正法附則第36条第1項第5号の規定に準じて行われた委員会への意見聴取について、「電気事業法等の一部を改正する等の法律附則に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等」における当該指定の処分基準に照らし、当委員会として検討を行った結果、指定を取消しすべきと考えられるため、別紙1のとおり近畿経済産業局長に意見を回答いたしました。

(別紙1)

官 印 省 略
20180205 近畿第 14 号
平成 3 0 年 2 月 9 日

近畿経済産業局長 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

指定旧供給地点の指定の取消しについて (回答)

平成30年2月5日付け 20180131 近畿第 19 号により、貴職から当委員会に意見を求められた電気事業法等の一部を改正する等の法律 (平成27年法律第 47号) 附則第 28 条第 2 項の規定に準じる指定旧供給地点の指定の取消しについては、指定を取消しすることに異存はありません。

(別紙2)

指定の取消しについて

事業者名 (法人番号)	指定旧供給地点群名
坂本油化株式会社 (法人番号：5120001051760)	紫香楽ハイランド中央 (滋賀県甲賀市信楽町勅旨字小座長尾 1～556)